

学校適正化実施計画

平成16年4月
寝屋川市教育委員会

目 次

	頁
はじめに（答申を受けて）	・・・ 1
Ⅰ．本市のめざす教育について（小中一貫教育の推進）	・・・ 2
Ⅱ．実施計画（1中学校区に2小学校）	・・・ 3
1．規模の適正化	〃
（1）明德小学校	〃
（2）第十中学校	〃
2．配置の適正化	〃
（1）宇谷小学校	〃
（2）西小学校	〃
（3）池の里小学校	・・・ 4
（4）北小学校	〃
（5）楠根小学校	〃
3．新たに追加する配置の適正化	・・・ 5
（1）西小学校	〃
4．実施の時期	〃
Ⅲ．これからの校区のあり方（学校選択制の導入）	〃
Ⅳ．今後検討を要する事項	・・・ 6
Ⅴ．通学路の安全対策	〃
Ⅵ．学校の跡地利用	〃
おわりに	・・・ 7
別表1 寝屋川市立小中学校 校区表（計画実施後）	
別表2 モデルケースとして学校選択制を先行実施する地域	

はじめに（答申を受けて）

今日の子どもを取り巻く社会状況を見ると、少子高齢化・国際化・情報化等急激な変化が見られます。このような状況の中、ひとりひとりの子どもが個性を發揮し、また社会に役立つ人間として成長することをめざして、学校・家庭・地域がそれぞれの教育的役割を發揮するとともに、相互に連携を深めていく必要性がこれまで以上に重視されています。

これまでの寝屋川市における学校設置状況については、市全体の人口が、昭和40年代から50年代の後半にかけての高度経済成長により急激に増加し、それに伴い児童生徒数も増え、小学校においては、昭和55年に31,760人、中学校では昭和61年に15,349人とピークを迎えました。同時に学校数も校区の再編を繰り返しながら、昭和59年には、現在の小学校26校、中学校12校の計38校となりました。

しかしながら、それ以後は市全体の人口は、およそ25万人を推移しているものの、少子化が進んだ結果として、現在では小学校13,910人、中学校6,161人とピーク時の半数以下となりました。今後平成20年までを見通しても、市全体の人口は横ばいを続けるものの、児童生徒数は緩やかな減少を見ると予測されます。

本市教育委員会は、このような学校の現状を踏まえ、平成14年7月5日第27次寝屋川市校区問題審議会に、「寝屋川市立小・中学校の規模の適正化に関する事項及び配置の適正化に関する事項」を諮問いたしました。

審議会においては、現在の児童生徒数をもとに、平成20年度の児童生徒数を推計値に加えて、寝屋川市の教育の将来像を見据えた小中一貫教育の推進を図るため、9回に及ぶ慎重な審議がなされ、平成15年8月20日に答申を受けました。

本市教育委員会は、答申の趣旨を体し、さらには、国における教育改革の動向や大阪府の学級定数の見直しの動向等を検討し、ここに実施計画を示すものでございます。

I. 本市のめざす教育について（小中一貫教育の推進）

現在、児童生徒をめぐる状況を見ると、学ぶ意欲の低下、いじめや不登校の問題、自然体験や社会体験等の不足など、様々な問題が指摘されています。こうした中、学習指導要領では、基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせることはもとより、自ら学び、自ら考えるなどの「生きる力」を育成することが求められています。

本市においても、子どもたちに確かな学力の定着を図ることやいじめ・不登校の解消、社会性の涵養、体力・運動能力の向上など、様々な取り組むべき教育課題があります。

特に不登校については、大阪府の傾向と同様に本市でも、小学校卒業時の不登校児童数が中学校生活で約4倍に急増しています。このことは、小学校から中学校に進学する段階で学級担任制から教科担任制になり、指導方法が大きく変わることなど、いわゆる小中学校間の段差があることが、子どもたちがスムーズに中学校生活になじめない原因の一つとして指摘されています。

このような課題を解決するためには、各中学校区を単位とした義務教育9年間の一貫した人づくりを進め、子どもたちの健やかな成長を図ることが重要であると考えます。

また、子どもたちに基礎的・基本的な内容をより一層定着させるためには、小学校高学年への教科担任制の導入や、小学校の教員が中学校へ、また中学校の教員が小学校に行き、それぞれの特性や専門性を生かした授業を行うなどの取り組みが有効であると考えています。

さらに、小学校間や小中学校間の垣根を越えた授業展開や行事、クラブ・部活動などの子どもどうしの交流を計画的に行うことにより、一層豊かな心や社会性を育むとともに、体力・運動能力の向上が図られます。

このような小中一貫教育を進める上においては、小学校間及び小中学校間の運営組織をより効率的に機能させることが大切であり、そのためには、現時点においては1中学校区に2小学校という配置のあり方が最適であると考えます。

Ⅱ. 実施計画（1 中学校区に 2 小学校）

以上に述べてきた本市教育委員会の基本的姿勢を柱とし、今次校区問題審議会より受けた答申の趣旨を尊重して作成した実施計画は次のとおりであります。

1. 規模の適正化

（1）明德小学校

明德小学校を廃校とし、三井小学校に統合します。

（2）第十中学校

明德小学校を統合した三井小学校と宇谷小学校の全校区を、第十中学校区として編成します。

2. 配置の適正化

（1）宇谷小学校

第一中学校と第十中学校に接続が分かれているため、次のとおり再編成します。

①宇谷小学校

全てを第十中学校区として編成します。

（2）西小学校

第八中学校と第九中学校に接続が分かれているため、次のとおり再編成します。

①高柳 2 丁目 2 1～5 4

成美小学校区として編成し、第九中学校区とします。

②高柳 1 丁目・3 丁目、春日町 6～

西小学校区として編成し、第八中学校区とします。

(3) 池の里小学校

池の里小学校を廃校とし、次のとおり再編成します。

①高柳栄町及び池田西町

池田第二小学校区として編成し、第二中学校区とします。

②葛原新町及び宝町

西小学校区として編成し、第八中学校区とします。

③春日町1～5

西小学校区として編成し、第八中学校区とします。

(4) 北小学校

第三中学校と友呂岐中学校に接続が分かれているため、次のとおり再編成します。

①日新町1、4～

石津小学校区として編成し、友呂岐中学校区とします。

(5) 楠根小学校

第七中学校と中木田中学校に接続が分かれているため、次のとおり再編成します。

①新家1丁目・2丁目及び讚良東町

南小学校区として編成し、第七中学校区とします。

②高宮栄町

木田小学校区の高宮栄町は、楠根小学校区として編成し、中木田中学校区とします。

3. 新たに追加する配置の適正化

(1) 西小学校

◎対馬江東町、対馬江西町、仁和寺町

啓明小学校区として編成し、第九中学校区とします。

4. 実施の時期

本実施計画については、平成17年度から完全実施とします。

Ⅲ. これからの校区のあり方（学校選択制の導入）

本市では、平成15年度より「学校教育活性化プラン」を示し、小中一貫教育の推進をはじめ、学校評議員、学校自己診断、さらには、ドリームプランを活用しながら、特色づくりに積極的に取り組んでいるところであります。

また、平成14年度から実施している学習到達度調査は、児童生徒ひとりひとりの学習内容の定着状況を義務教育9年の間で確かなものにすることが大きなねらいであり、個に応じた授業内容や指導方法の改善に努めているところです。

どの中学校区であっても、小中一貫教育を進めることにより、学力の充実を図り豊かな心を育むことはもちろんですが、それに加えてたとえば、美術教育や図書館教育、また、食に関する教育あるいは運動部活動に特色を見出そうとしている学校もあります。

今後においては、児童生徒ひとりひとりの個性を尊重し、また、多様化したニーズに即した教育環境の提供が必要であり、これまでの固定化した校区のあり方から、弾力的な学校選択制を導入することが、個性伸張に大きな成果をもたらすものと考えます。

さらには学校選択制の導入により、学校は情報公開を通して、これまで以上に開かれた学校づくりを推進することになり、また、併せて学校の説明責任と結果責任が明確になります。これまでも増して学校の活性化につながるものであり、子どもたちにより魅力ある教育を提供することになります。

こうした点から、本計画において校区の再編成を実施する校区においては、受け入れ可能な人数の範囲内において、中学校区を基本とする小学校の選択制を（別

表2)のとおり、平成17年度当初より学校適正化実施と同時にモデルケースとして先行導入することといたします。

なお、全市的な学校選択制の導入につきましては、今回の先行実施の状況を見極め、平成18年度を目標として検討してまいります。

IV. 今後検討を要する事項

答申の中で、中長期的に適正化すべき学校の具体的方策及び同一町（同一自治会）での通学分離等であげられた学校の適正化については、引き続き校区問題審議会に諮ってまいります。

V. 通学路の安全対策

規模の適正化及び配置の適正化により、通学路が変更となる地域等必要に応じて、通学路の安全対策を講じてまいります。

VI. 学校の跡地利用

跡地利用については、社会教育施設としての活用や地域における生涯学習の拠点、市民及びNPO等のボランティア活動の拠点としての活用、たとえば土曜教室や子どもの居場所づくり等、様々な角度から検討を重ねています。しかし、学校敷地は、廃校後、教育財産から普通財産に移行されることもあり、全市的な見地から、市全体の施設のあり方や当該校周辺地域での公共施設の有無や、さらには、処分等も含めて広く公共施設の活用のあり方について検討を重ね、早急に結論を得てまいります。

おわりに

学校適正化実施計画（案）は、第 27 次校区問題審議会の答申をいただき、本市教育委員会としての最善の方策として作成したものであります。

今回の適正化実施計画により廃校となる学校及び校区変更となる地域においては、児童及び保護者はもとより、地域の方々のご協力をいただく中で、教育委員会ともども学校をあげて掉尾を飾る取り組みを進めてまいります。

また、受け入れる学校についても、内容の充実した取り組みを進めてまいります。

教育委員会といたしましては、これらの取り組みに対して可能な限りの支援をしてまいります。

以上のとおり、小中学校の適正化実施計画を進めてまいります。本計画を進めるにあたっては、市議会はじめ市民の皆様方、ことのほか関係する保護者や地域の方々のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、「元気都市、寝屋川」を担う人材育成のため、本市教育の向上・発展に努めてまいります。

(別表1)

寝屋川市立小中学校 校区表 (計画実施後)

注) は、今回再編の対象となった町

第一中学校	東小学校	秦町、高宮新町、太秦中町、太秦元町、太秦高塚町、太秦緑が丘、太秦東が丘 1～11, 12-1～5, 13-1～11, 13-19, 21, 14, 15, 16-20～23, 大字太秦 (67～321、339、465) 大字高宮、大字小路
	中央小学校	幸町、本町、初町、豊野町、早子町、日之出町、平池町、八坂町
第二中学校	池田小学校	池田 1～3 丁目、池田本町 1～12、池田東町、大利町、北大利町、若葉町、桜木町、石津南町 1～7
	池田第二小学校	池田旭町、池田新町、池田中町、池田南町、池田本町 13～30、長栄寺町、 池田西町、 高柳栄町
第三中学校	北小学校	寿町、香里新町、香里南之町、香里北之町、松屋町
	田井小学校	田井町、田井西町、音羽町、緑町、石津南町 8～
第四中学校	明和小学校	大字打上 1～200, 206～212, 214, 215, 225, 274, 275, 278, 282, 393, 570～900, 919-1 [ファミーユ], 957, 958, 961, 964, 966, 967, 975, 1000～1800, 1841, 1870, 1909, 2000～2110、国守町
	梅が丘小学校	大字打上 221, 232, 242, 243, 271, 295, 323, 386, 556 東ファミーユ、府営打上、公社打上、ライツティアー (414-2)、梅が丘 1～2 丁目

第五中学校	和光小学校	上神田 2 丁目 3～31、高柳 5 丁目 28～41、黒原新町、黒原橋町、黒原城内町、御幸東町、御幸西町
	神田小学校	上神田 1 丁目、上神田 2 丁目 1, 2, 32～、下神田町、中神田町、東神田町、萱島信和町
第六中学校	第五小学校	成田町、成田東町、成田西町、成田南町（19 の一部と 20 を除く）、成田東が丘 1～20, 26-3, 28-1・2, 30～37、郡元町、香里本通町、東香里園町、美井町、美井元町、三井南町 16-2・3（1～15, 17～29, 30-1・6[オケビルズ [®] 1・6 番館]）、菅相塚町、境橋町、末広町
	国松緑丘小学校	国松町、八幡台、川勝町、三井が丘 4 丁目 3～6, 9、三井が丘 5 丁目、三井南町 16-31～35, 30-2～5[オケビルズ [®] 2～5 番館]
第七中学校	南小学校	萱島東 1 丁目 18～、萱島東 2 丁目、萱島東 3 丁目、萱島本町、萱島南町、讃良西町、下木田町 16、大成町 13～34、南水苑町、 新家 1 丁目、新家 2 丁目、讃良東町
	堀溝小学校	堀溝 1 丁目～堀溝 3 丁目、河北西町、河北中町、河北東町
第八中学校	点野小学校	点野 1 丁目～点野 6 丁目、葛原 1 丁目、葛原 2 丁目、仁和寺本町 1 丁目～6 丁目、
	西小学校	高柳 1 丁目 、 高柳 3 丁目 、 春日町 、 葛原新町 、 宝町

第九中学校	啓明小学校	高柳 2 丁目 1～20、府営住宅 2～7、高柳 4 丁目、高柳 5 丁目 1～27, 45～、高柳 6 丁目、高柳 7 丁目、黒原旭町、 仁和寺町 、 対馬江東町 、 対馬江西町
	成美小学校	成美町、清水町、錦町、大利元町、東大利町 高柳 2 丁目 21～54
第十中学校	三井小学校	三井が丘 1 丁目～3 丁目、三井が丘 4 丁目 1, 2, 7, 8, 10～、成田南町（19 の一部と 20）、 明德 1 丁目 、 明德 2 丁目 、 池の瀬町 、 成田東が丘 21～28, 29, 38～44（但し、26-3, 28-1・2 を除く）
	宇谷小学校	大字寝屋 、 太秦桜が丘 、 太秦東が丘 12-7～10, 13-22～28, 13-33～35, 16-1～19, 17～20, 24～26, 30～35 、 大字太秦 825, 852～ 、 ダイヤパレス（1090） 、 ラウンドシティ（1011） 、
友呂岐中学校	木屋小学校	池田北町、木屋町、木屋元町、香里西之町、太間町、太間東町、豊里町
	石津小学校	石津元町、石津中町、 日新町 、石津東町
中木田中学校	木田小学校	萱島東 1 丁目 1～17、萱島桜園町、木田元宮 1 丁目～2 丁目、下木田町（16 を除く）、出雲町、木田町、昭栄町、中木田町
	楠根小学校	楠根北町、楠根南町、堀溝北町、大成町 1～12、 高宮栄町

(別表2)

モデルケースとして学校選択制を先行実施する地域

対象校	対象地域	今回指定した学校	選択可能な学校
明德小学校	明德1丁目、明德2丁目、池の瀬町、成田東が丘21～29、38～44（但し、26-3、28-1・2を除く）	三井小学校 （第十中学校区）	宇谷小学校 （第十中学校区）
宇谷小学校	大字寝屋、太秦桜が丘、太秦東が丘12-7～10、13-22～28、13-33～35、16-1～19、17～20、24～26、30～35、大字太秦825、852～、ダイアパレス（1090）、ラウンドシティ（1011）	宇谷小学校 （第十中学校区）	東小学校 （第一中学校区）
西小学校	高柳1丁目、高柳3丁目、春日町6～	西小学校 （第八中学校区）	啓明小学校 成美小学校 （第九中学校区）
	高柳2丁目21～54	成美小学校 （第九中学校区）	啓明小学校 （第九中学校区） 西小学校 点野小学校 （第八中学校区）
	対馬江東町、対馬江西町、仁和寺町	啓明小学校 （第九中学校区）	西小学校 点野小学校 （第八中学校区）
池の里小学校	高柳栄町、池田西町	池田第二小学校 （第二中学校区）	池田小学校 （第二中学校区） 西小学校 （第八中学校区）
	葛原新町、宝町	西小学校 （第八中学校区）	点野小学校 （第八中学校区） 池田小学校 池田第二小学校 （第二中学校区）
	春日町1～5	西小学校 （第八中学校区）	池田第二小学校 （第二中学校区） 啓明小学校 （第九中学校区）
北小学校	日新町1、4～	石津小学校 （友呂岐中学校区）	北小学校 （第三中学校区）
楠根小学校	新家1丁目・2丁目、讃良東町	南小学校 （第七中学校区）	楠根小学校 （中木田中学校区）
木田小学校	高宮栄町	楠根小学校 （中木田中学校区）	木田小学校 （中木田中学校区）